

四万十市告示第44の8号

四万十市結婚祝い品交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

四万十市長 中 平 正 宏

四万十市結婚祝い品交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市結婚祝い品（以下「祝い品」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 少子化対策及び定住化対策に資するために、未婚者の結婚を奨励し、結婚意識の醸成を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 祝い品の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす夫婦とする。

- (1) 四万十市出合いのきっかけ応援事業により開催された出合いイベントに夫婦のいずれもが参加し当該事業を通じて交際し結婚に至った夫婦又は夫若しくは妻のいずれかの者が四万十市出合いサポート事業に登録し、四万十市婚活サポーターを介して知り合い結婚に至った夫婦
- (2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による婚姻届を提出しており、申請時において、その婚姻の日から1年以内の夫婦
- (3) 四万十市に定住する意思があり、申請時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記載されている夫婦
- (4) 夫婦のいずれもが四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと。

(祝い品)

第4条 祝い品は、市長が別に定めるものとする。

(交付の申請)

第5条 祝い品の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、祝い品交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、祝い品を交付するかどうかを決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、祝い品の交付を決定したときは、祝い品交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により祝い品の交付の決定を受けた者に対し、交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した者に対する祝い品の交付が完了しているときは、祝い品又は祝い品の相当額の返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。